

国 水 企 第 6 号
令和7年4月22日

各都道府県下水道担当部局長 宛
各政令指定都市下水道担当部局長 宛
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課長
(公 印 省 略)

「標準下水道条例について」の改正について

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条に基づき下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である「標準下水道条例について」（昭和34年11月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号。以下「標準条例」という。）について、別紙のとおり改正することとしたので、下記事項に留意のうえ、適切に対応するとともに、各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

標準条例第6条においては、排水設備等の新設等の工事は、同条第1項各号で定める工事を除き、市町村長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができないことを規定している。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって、排水設備等の復旧が遅れることとなった。

これを踏まえて、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、同条第1項に第4号を追加し、災害その他の非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市（町村）長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことができることとする。